

ご契約に関する重要事項説明書

「スマホ保険」

商品正式名称:日常生活支援保険(通信端末修理費用補償特約付帯)

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。
- ※ ご家族を被保険者とする場合など、ご契約者と被保険者が異なる場合には、本内容を被保険者となる方に必ずご説明ください。
- ※ 「スマホ保険」は、「日常生活支援保険普通保険約款」に「通信端末修理費用補償特約」をセットした商品のペットネーム(愛称)です。

契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、契約内容確認証に記載の対象端末(スマートフォン)(※1)(※2)(※3)の破損などにより被保険者に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。

(※1)対象端末は、被保険者が所有または使用し、正常に全機能が動作する物で、次のいずれかに該当する物に限ります。

(1)日本国内で販売されたメーカー純正の製品。メーカーには、日本メーカーの他、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。

(2)移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者を含みます。)により日本国内で販売された製品

(※2)次の物は、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。

- (1)対象端末に挿入して使用する SIM カード、メモリーカード等
- (2)対象端末の電池パック、バッテリー、充電器、AC アダプター、
付属ケーブル等の付属品

(※3)1契約につき1台のみ指定出来ます。

また、被保険者1名につき2台まで契約可能となります。

この保険には、補償内容と保険金額(限度額)が異なる、**シンプルプラン**と**安心プラン**の2種類のプランがあります。

保険金の種類	シンプルプラン	安心プラン	保険金額 (限度額)
修理費用保険金	破損	破損、 故障、水濡れ	各保険金を 通計します。
調査費用保険金			
盗難保険金	なし	あり	

2.補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合】

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

シンプルプラン

対象端末が破損し、次のいずれかに該当した場合に、保険金額(※1)を限度にそれぞれ次の金額をお支払いします。

①修理費用保険金(修理費用を負担した場合)

日本国内での修理に要した費用から契約内容確認証記載の免責金額(自己負担額)(※2)を差し引いた残額

②調査費用保険金(修理ができなかったものの、調査や点検等の作業費用を負担した場合)

日本国内での調査や点検等の作業に要した費用の額

安心プラン

対象端末が破損、故障、水濡れし、次のいずれかに該当した場合に、保険金額(※1)を限度にそれぞれ次の金額をお支払いします。

①修理費用保険金(修理費用を負担した場合)

日本国内での修理に要した費用から契約内容確認証記載の免責金額(自己負担額)(※2)を差し引いた残額

②調査費用保険金(修理ができなかったものの、調査や点検等の作業費用を負担した場合)

日本国内での調査や点検等の作業に要した費用の額

対象端末が日本国内で盗難(※3)に遭った場合に、保険金額(※1)を限度に次の金額をお支払いします。

③盗難保険金

対象端末の購入金額から契約内容確認証記載の免責金額(自己負担額)を差し引いた残額

(※1)保険金額は、後記「5. 引受条件(保険金額など)」をご覧ください。

(※2)免責金額(自己負担額)は、保険契約単位、1事故単位での計算となります。

(※3)保険契約者または被保険者が損害の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の被害を届出し、受理されたことを条件とします。

【保険金をお支払いしない主な場合】

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。

シンプルプラン 安心プラン 共通

- (1)対象端末の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- (2)対象端末の欠陥によって生じた損害
- (3)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (4)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失ま

たは法令違反によって生じた損害

(5)対象端末に加工(修理を除きます。)を施した場合、加工着手後に生じた損害

(6)対象端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。

(7)詐欺または横領によって対象端末に生じた損害

(8)置き忘れまたは紛失によって生じた損害

(9)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

(10)水災によって生じた損害

(11)台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する対象端末に生じた損害

(12)購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害

(13)対象端末の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- ※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険金額の減額を行うことがあります。

3.主な特約と概要

- ・ 販売取扱い条件によっては、特約が付加される場合があります。詳細は約款をご確認ください。

4.保険期間

- ・ 1年間
- ・ 保険期間(1年間)が満了する場合、更新により継続してご加入いただくことができます。保険期間満了日の2カ月前までに更新についてのご案内をしますが、お客様からのお申出がない場合は、自動的に契約が更新

されます。契約の更新をお望みでない場合は、マイページにてお手続きいただきますようお願いいたします。

5. 引受条件(保険金額など)

- ・ お申込時点で破損や故障をしている端末はお引受けできません。
- ・ 各プランの保険金額は以下のとおりです。

シンプルプラン

50,000 円

(1事故あたりの保険金限度額、ならびに保険期間中にお支払いする各保険金の通算限度額)

安心プラン

100,000 円

(1事故あたりの保険金限度額、ならびに保険期間中にお支払いする各保険金の通算限度額)

- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 保険料

シンプルプラン

月額保険料 200 円(1 契約(1 台)あたり)

安心プラン

月額保険料 400 円(1 契約(1 台)あたり)

- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険料払込みに関する事項 払込方法 払込期間

- ・ 保険料のお払込みは、当社の指定するクレジットカードによる月払となり、保険料払込期間は保険期間と同じです。

8. 契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金

- ・ この保険には、解約返戻金はありません。
- ※ 複数月の保険料を前払いする制度等はありませんので、その返金もありません。

次のページ**注意喚起情報**に続きます▶

注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

1. クーリングオフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリングオフの対象外です。
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。その場合保険料を返金します。

2. 告知義務

- ・ ご加入時の状況について、ありのままを告知ください。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

3. 対象端末の変更

- ・ 対象端末が変更となる場合は、保険契約者は遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。通知がない場合、保険金は支払われません。

4. 責任開始日

- ・ 「申込」、「告知」、「1回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の翌日の午前0時から責任(補償)を開始します。
- ※ 当社が上記責任開始日より後に保険のお申込を承諾した場合でも、さかのぼって責任(補償)を開始します。

5.保険金を支払わない主な場合

- ・ 契約概要「2.補償の内容【保険金をお支払いしない主な場合】」をご確認ください。
- ※ 詳細は約款をご確認ください。
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険金額の減額を行うことがあります。

6.保険料の払込猶予期間

- ・ 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の応当日までを、猶予期間とします。
- ・ 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。

(保険料のお支払と猶予期間の例)

- ・ 4/18 お支払 → 5/18 未払い → 6/18 未払い(猶予期間期限) → 6/19 契約の失効
- ※ 事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の中途において保険料の増額を行うことがあります。

7.保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

8.指定 ADR 機関

- ・ 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定ADR機関(保険業法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少

額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話番号:0120-82-1144(フリーダイヤル)

FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

9. 支払時情報交換制度

- ・ 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- ・ 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

「日本少額短期保険協会のホームページ」

<https://www.shougakutanki.jp/>

10. 補償の重複に関するご注意

- ・ 被保険者(補償を受けられる方)が、補償内容が同様の保険契約(※)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。
- (※)当社以外の保険契約を含みます。

11. その他ご契約時の注意事項

「保険契約の更新」

- ・ 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款・特約、および保

除料率を適用します。

- ・ 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- ・ 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき当社は更新を取扱いません。
- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

「第三者による保険料支払特約の取扱い」

- ・ 「第三者による保険料支払特約」を付加した場合、第三者が保険契約者に代わって保険料負担することができます。
- ・ 第三者による保険料負担期間は、保険料負担者が指定した期間です。ただし、保険料負担者の事情等により、指定した期間よりも保険料負担期間が短くなる場合があります。
- ・ 第三者による保険料負担期間が経過した後も保険契約を継続する場合は、保険契約者による保険料の払込みが必要です。
- ・ 保険料負担者による保険料の払込みがなされない場合、保険金が支払われないことがあります。

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は1年まで(損害保険の場合は2年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円まで。
 - ③ 1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
 - ④ 1契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②・③のそれぞれの限度額の100倍までとなります。

「お問合せ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認ください。

ニッセイプラス少額短期保険株式会社
NP2024-015 2月6日